

平成 25 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

日中韓における審判・裁判についての制度
及び統計分析に関する調査研究報告書

平成 26 年 2 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

2. 2 中国

2. 2. 1 審判部³⁵の体制

(1) 専利復審委員会の体制

中国では、特許、実用新案及び意匠は、国家知識産権局の管轄である。国家知識産権局により、1984年11月に専利復審委員会が設立された(専利法第41条第1項)。

専利法実施細則第59条により、専利復審委員会は国務院特許行政部門が指定する技術専門家と法律専門家から構成され、主任委員は国務院特許行政部門の責任者が兼任する。

専利復審委員会の業務³⁶は、以下のとおりである。

- ・ 専利及び半導体集積回路の回路配置登録の申請を却下した国家知識産権局による決定に対する不服を理由として、出願人が提出した復審(日本語「審判」に相当)請求を審理³⁷すること
- ・ 専利権の無効及び半導体集積回路の回路配置利用権の撤回の請求に対して、審理を行うこと
- ・ 行政訴訟の被告として、裁判所に出廷し応訴すること
- ・ 専利及び半導体集積回路の回路配置に係る権利の確認と専利権侵害事件に対する相談への回答
- ・ 人民法院と専利の管理部門の要請を受け、専利権の確認及び専利権侵害事件に関する相談への回答

専利復審委員会の構成員(審判官とスタッフ含む)は、2009年末において294名(2013年は385人)で、専利復審委員会は23の部門に分れている。その23の部門の中に意匠が1部門あり、14部門が特許・実用新案を担当している。その他には、国家知識産権局、専利審査協力センター、地方知識産権局又は地方法院などから、交流及び研修のため、派遣された者もいる³⁸。

その他の8部門の詳細³⁹は、以下のとおりである。

- ・ 専利復審委員会の予算管理、計画管理と執行、規則の策定などの行政事務を担当しているのは、弁公室である。
- ・ 党委(紀委)弁公室は、共産党員又は党幹部の教育や管理と育成、及び、規律検査及び監督を行う部署である。

³⁵中国では、専利復審委員会は、日本の審判部に相当する。ただし、特許、実用新案又は意匠を専利としているため、商標の審判はない。また、「復審」は、「審判」に相当するが、扱う業務範囲は、日本の審判と相違があり、本報告書では、「復審」という用語を用いる。

³⁶復審委員会 HP(复审委员会简介)により翻訳 <http://www.sipo-reexam.gov.cn/zwgk/fsgk/fswjj/index.htm> (最終アクセス日:2014年1月6日)

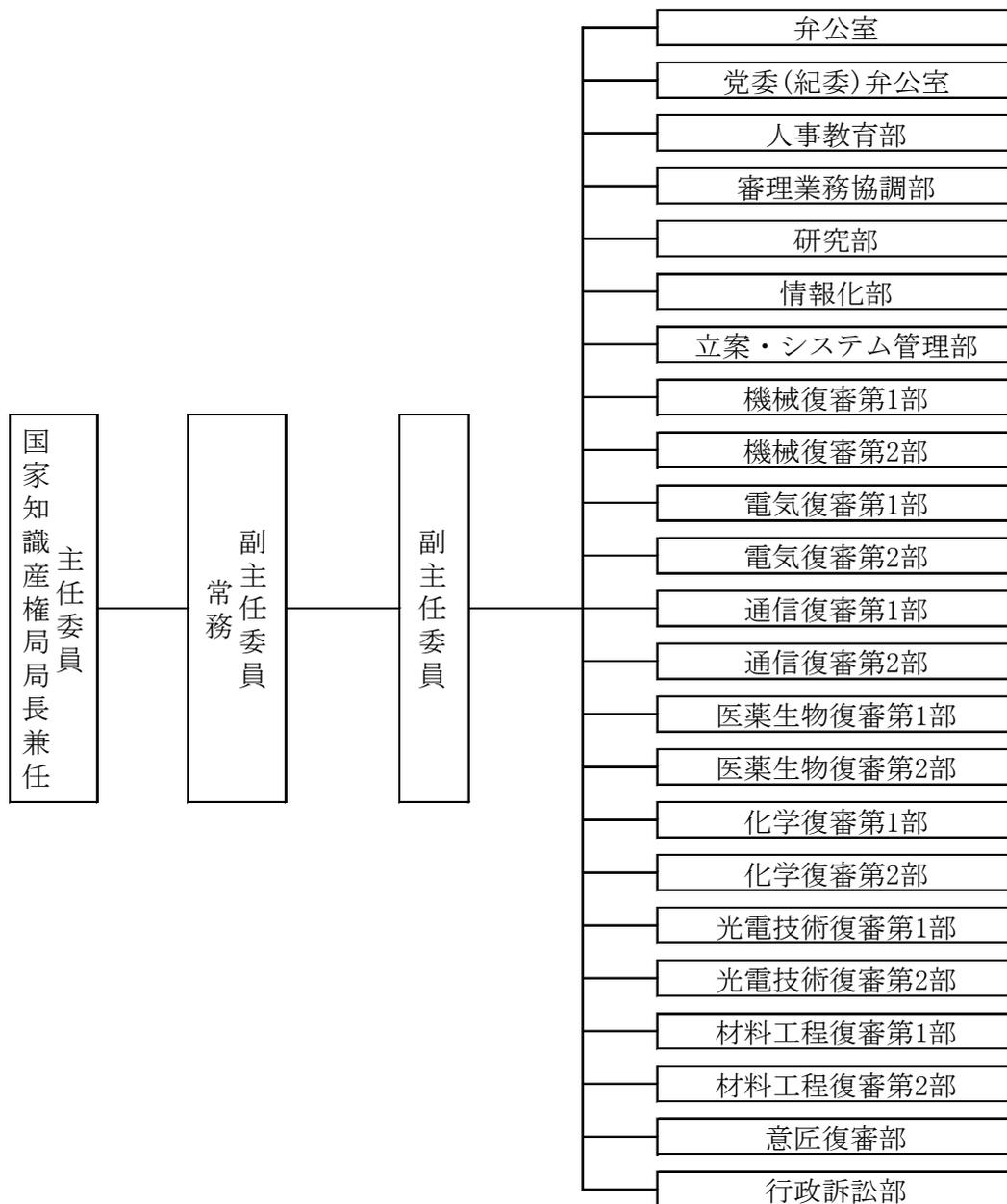
³⁷専利法では「審査」と「審理」の使い分けはないため、ここで、専利復審委員会による審査を審理と訳す。

³⁸復審委員会 HP(人員情况)により翻訳 <http://www.sipo-reexam.gov.cn/zwgk/fsgk/ryqk/index.htm> (最終アクセス日:2014年1月6日)

³⁹復審委員会 HP(组织结构图)により翻訳 <http://www.sipo-reexam.gov.cn/zwgk/fsgk/zzjg/index.htm> (最終アクセス日:2014年1月6日)

- ・ 人事を担当する部署は、人事教育部である。
- ・ 審理処理計画や企画関係業務を担当しているのは、審理業務協調部である。
- ・ 研究部は、学術研究計画、無効宣告の復審に関する審理の基準及び関連管理方法の策定、審理業務の研究、審理の質の管理などを担当している。
- ・ 情報化部は、復審委員会における中長期の情報化計画や年度計画、全体のマネージメント、復審委員会の情報設備及び情報の管理を担当している。
- ・ 復審、無効宣告事件の立案やシステム管理、システム自動化の開発を担当する部署は、立案・システム管理部である。
- ・ 行政訟務部は、行政訴訟への応訴を担当する部署である。

専利復審委員会の組織⁴⁰：



⁴⁰審判部は、中国語では、「申訴処」というが、本報告書では、「審判」を「復審」という用語を用いるため、以下、「復審部」とする。専利復審委員会のホームページ(<http://www.sipo-reexam.gov.cn/zwgk/fsgk/zzjg/index.htm>)に掲載された組織図である(最終アクセス日:2014年2月12日)。

(2) 商標評審委員会の体制⁴¹

商標に関する主な組織には、国家工商行政管理総局の管轄下にある「商標局」、「商標評審委員会」、「地方工商行政管理局」がある。

「商標局」は、商標出願又は異議申立について、審査を行う。「商標局」と並存する機関としての「商標評審委員会」は、復審請求がなされた審判(拒絶査定不服審判、異議裁定不服審判)及び商標局が行った商標の取消決定について不服審判に対して審理を行う。また、「地方工商行政管理局」は、行政による商標権の保護活動を行っている。

商標評審委員会には、現在 70 名が在籍している。

また、商標評審委員会は、9 の部門に分れている。その部門のうち、6 部門は商標の審判業務を担当している。残りの 3 部門は、総務部、事件受理部、法律事務部である。

⁴¹<http://www.saic.gov.cn/spw/sjjs/jgsz/>(最終アクセス日:2013 年 7 月 31 日)

2. 2. 2 審判官・裁判官の資格、外部登用

(1) 専利復審委員会の復審委員又は復審員の資格、外部登用

専利復審委員会の主任委員は、国家知識産権局長が兼任し、副主任委員、復審委員、兼務復審委員は、局長が局内の経験を有する技術専門家と法律専門家のうちから任命する。復審員、兼務復審員は、局長が局内の経験を有する審査官とリーガル要員のうちから任用する(審査指南第4部第1章1)。

行政訴訟部勤務の審判官は公募による外部登用があるが、その他の審判官はほぼ内部登用という。

2013年6月時点の専利復審委員会は、3年以上国家知識産権局において審査の業務を経験した優秀な審査員で構成されている。このうち、約60%の者は修士以上の学歴を有している。また、半数以上の者は、法律系と理工系の二重学歴をバックグラウンドとしている⁴²。

(2) 商標評審委員会の委員の資格、外部登用

公開された情報がないため、商標評審委員会の委員の資格は明らかではない。

(3) 裁判官の資格、外部登用⁴³

2001年6月30日に、第9回全国人民代表大会常務委員会第22回会議において、「中華人民共和国法官(以下、裁判官という。)法の改正」を決定した。同改正法第12条によると、新任裁判官は、「国家統一司法試験」に合格し、資格を取得した上で、人選を行う。また、人民法院の院長又は副院長は、裁判官又は「裁判官の条件」を有する者から任命する。

「法官の条件」とは、同法第9条に適合した新任裁判官を指す。即ち、具体的な条件は、

- ① 中華人民共和国国籍
- ② 23歳以上
- ③ 中華人民共和国憲法の遵守
- ④ 良好な政治思想、業務能力と良好な品行
- ⑤ 健康であること
- ⑥ 法科大学卒業あるいは法律の専門知識を有するその他の大学卒業で2年の法律に係る仕事の経験(高級人民法院又は最高人民法院の裁判官になるには、法律に係る仕事は3年を経験した者である。)、法科大学の修士又

⁴²復審委員会 HP(人員状況)により翻訳した。

<http://www.sipo-reexam.gov.cn/zwgk/fsgk/ryqk/index.htm>(最終アクセス日:2014年1月6日)

⁴³http://www.34law.com/lawfg/twsy/twsy_3.shtml(最終アクセス日:2014年1月6日)

は博士号を取得した者あるいは法律の専門知識を有するその他の大学の修士又は博士号を取得した者で 1 年の法律に係る仕事の経験(高級人民法院又は最高人民法院の裁判官になるには、法律に係る仕事は 2 年を経験した者である。)

なお、上記①から⑥の規定に適合しない場合でも、最高人民法院が制定した具体的な研修を受けることで法官の条件を満たすことができる。

上記⑥の学歴の規定に適合しない場合には、最高人民法院が審査して、一定の期間内に、法律を専門とする短期大学の卒業することで⑥の条件を満たすことができる。

公開された情報がないため、裁判官の外部登用は不明である。

2. 2. 3 審判制度の概要⁴⁴

専利復審委員会の復審部の責任者及び復審委員が、合議体グループ長(日本の審判長に相当)を務める資格を有する。その他の人は主任委員又は副主任委員による承認を受けた後に、合議体グループ長を務める資格を得られる。復審委員、復審員、兼務復審委員又は兼務復審員は、主審員(日本の主任審判官に相当)又は参審員(日本の審判官に相当)を務めることができる。個々の事件に応じて審査部から要請する審査員は、参審員を務めることができる(審査指南第4部第1章3.1)。

専利復審委員会は、復審請求と専利権無効宣告の請求を審理し、その決定を行う(専利法第41、45、46条)。また、専利復審委員会は、復審請求又は専利権の無効宣告請求に対して、専門分野の分担、事件の出所及び同一の専利出願又は専利事件の先行手続における復審員の状況に基づき、所定の手続きに従い復審及び無効宣告事件の合議体メンバーを確定、変更することができる。

復審請求は、査定系審判であり、無効宣告請求は、当事者系審判である。また、訂正審判、判定又は再審の制度はない。

復審は、専利復審委員会で3名又は5名の審判官で結成される合議体によって審理がなされる。合議体の構成は、合議体グループ長(審判長)1名、主審員(審判官)1名、参審員(審判官)1名又は3名を含む(審査指南第4部第1章3)。ただし、簡単な事件については、単独で審理を行うことができるとされている(審査指南第4部第1章4)。

また、専利復審委員会で専利権の無効宣告請求を棄却又は専利権の一部無効の宣告との決定を行った後に、同一の請求人が当該審理決定に係わった専利権について、異なる理由又は証拠を以って新たな無効宣告請求を提出した場合には、審査部の審査決定を行なった主審員は当該無効宣告請求事件の審理に参加しないものとする(審査指南第4部第1章3.1)。

専利復審委員会の決定に不服がある場合は、決定の通知書の送達があった日から3か月以内に人民法院に提訴することができる(専利法第41、46条)。

審理の決定が人民法院の判決により取り消されて専利復審委員会において再審理する場合には、原則的に、合議体の審判官を改めなければならない(審査指南第4部第1章3.1)。

(1) 発明専利に関する審判制度の概要

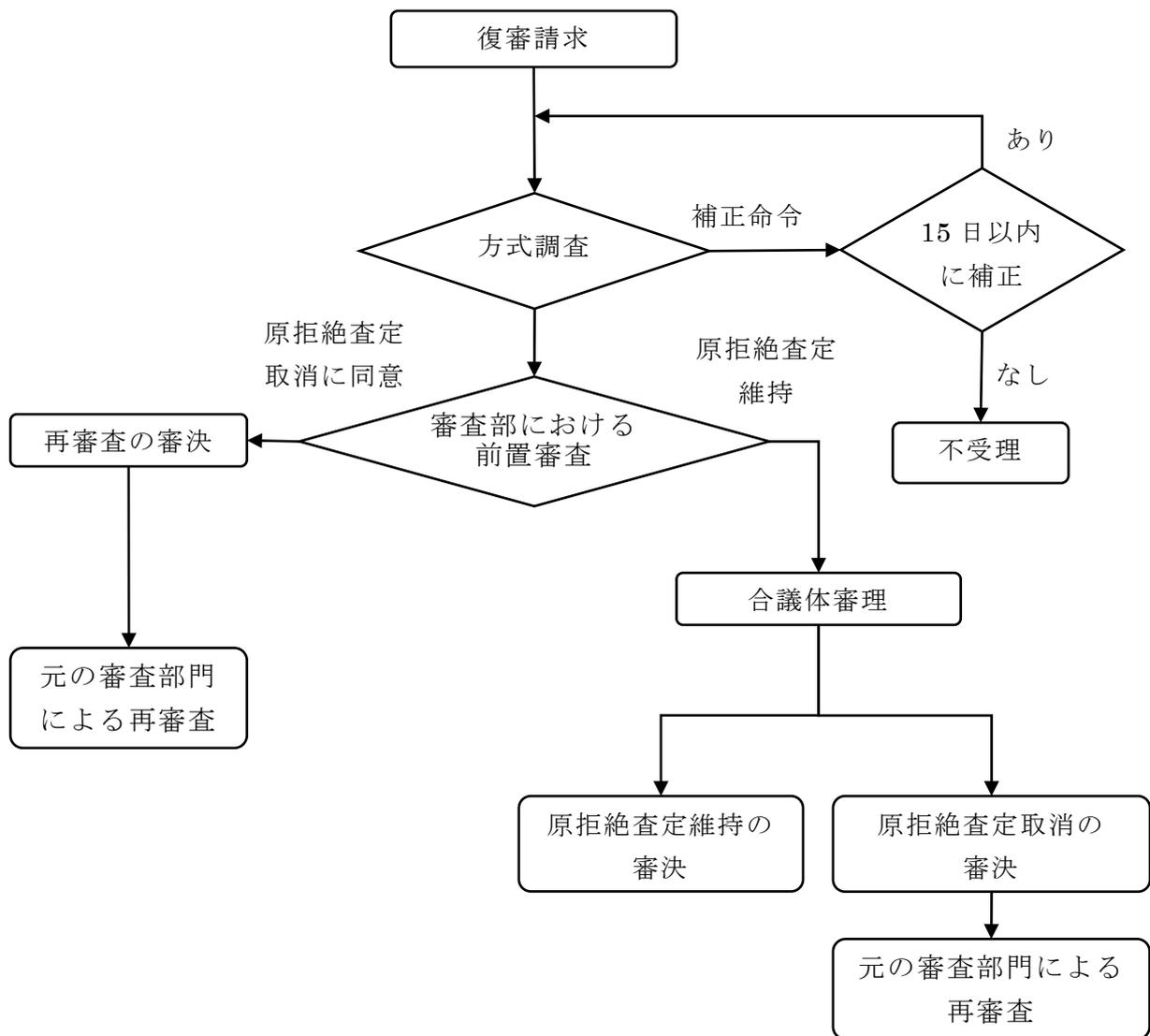
(1-1) 復審請求

専利法第41条及び専利法実施細則第60条ないし第64条までの規定に基づく復審手続は、出願人が拒絶査定に対する不服を理由として請求する救済手続であるとともに、専利の審査手続の延長でもある。したがって、専利復審委員会

⁴⁴<http://www.jetro-pkip.org/html/201006221131004.pdf>(最終アクセス日:2013年7月31日)
<http://www.globalipdb.jpo.go.jp/judgment/153/>(最終アクセス日:2013年7月31日)

は専利出願について審査手続きと無関係に審査をやり直す義務を負うことなく、一般的に拒絶査定根拠になった理由と証拠のみを審査する一方、専利権付与の質の向上、手続の不合理な遅延の回避を図るため、拒絶査定で言及していない明白な実体上の問題に対して職権に基づく審査を行うことができる。復審請求の審査方式は、書面審査と口頭審査がある。ただし、実務においては、口頭審査が行われることはほとんどない。

復審請求の流れ⁴⁵は、以下のとおりである。



① 請求の対象

発明専利の出願に対する拒絶査定である(専利法第 41 条)。

② 請求のできる時期

拒絶査定の通知を受領した日から 3 か月以内に専利復審委員会に復審請求を行うことができる(専利法第 41 条)。

⁴⁵特許庁新興国データパーク「中国/審判・訴訟実務」の図を参考に作成した。
<http://www.globalipdb.jpo.go.jp/judgment/153/>(最終アクセス日:2014年1月6日)

③ 請求人

拒絶査定を受けた専利出願人が復審委員会に復審請求を行うことができる(専利法第 41 条)。共同出願の場合、全員で復審請求しなければならない(専利法第 15 条)。

④ 方式調査

復審を請求する場合には、請求理由を記載した復審請求書を提出し、必要に応じて証拠を添付する(専利法実施細則第 60 条)。「請求の理由」の記載は後に補充することはできない。

復審請求書が規定の書式に合致するかどうかを審査する。合致していない場合は、復審委員会の指定する期限内に補正しなければならない(専利法実施細則第 60 条)。この補正は書面による。

⑤ 補正の範囲

出願者は、専利出願書類に対する補正を行うことができるが、発明及び実用新案に対して、補正は、元の明細書及び請求項に記載した範囲を超えてはならない(専利法第 33 条)。

請求人は復審を請求するとき、または、専利復審委員会の復審通知書に回答するとき、出願書類を補正することができる。ただし、拒絶査定又は復審通知書の指摘する欠陥⁴⁶の解消に限るとされている(専利法実施細則第 61 条第 1 項)。

補正は、専利法第 33 条及び専利法実施細則第 61 条第 1 項に合致するものでなければならない。次に掲げる状況は、通常は前記の規定に合致しないものとされる(審査指南第 4 部第 2 章 4.2)。

- ・ 補正後の請求項の保護範囲を拒絶査定の対象請求項のものよりも拡大した。
- ・ 拒絶査定の対象請求項が限定する技術方案⁴⁷(以下、「構成要件」という。)との単一性を具備しない構成要件を補正後の請求項とした。
- ・ 請求項の種類を変更した、又は請求項を追加した。
- ・ 拒絶査定で指摘された欠陥に関連しない請求項又は明細書に対して補正を行った。ただし、明らかな文字の誤りの補正、あるいは拒絶査定で指摘された欠陥と同一な性質を持つ欠陥に対する補正などのような状況は除く。

⑥ 前置審査

復審請求書の形式的要件を満たした審判事件は、補正の有無にかかわらず、すべて前置審査として、拒絶査定を行った元の審査部門において審査される(専

⁴⁶中国語から直訳すると「欠陥」となる。日本語では、「拒絶理由に示した具体的な指摘」に相当する。本報告書では、漢字の元の意味を生かし、あえて、「欠陥」を用いる。

⁴⁷審査指南第 2 部第 1 章 2.において「技術方案」は、以下のように説明されている。「技術方案とは、解決しようとする技術的問題に対して採用する自然法則を利用した技術的手段の集合である。技術的手段は通常技術的特徴によって表される。」<http://www.jetro-pkip.org/html/201006221131002.pdf>(最終アクセス日:2014 年 2 月 13 日)

利法実施細則第 62 条)。元の審査部門は、前置審査の結果として、前置審査の意見書を作成し提出しなければならない。特別な場合を除き、前置審査は事件を受け取ってから 1 か月以内に終えなければならない(審査指南第 4 部第 2 章 3.1)。

前置審査の意見は以下に挙げる 3 つの形態に分けることができる。

- (a) 復審請求が成立し、拒絶査定を取り消しに同意する。
- (b) 復審請求人が提出した出願書類の補正書は、出願にあった欠陥を克服しており、補正書に基づいた拒絶査定を取り消しに同意する。
- (c) 復審請求人が陳述した意見や提出した出願書類の補正書は、拒絶査定を取り消すに足るものでないため、拒絶査定を維持する。

前置審査の意見が上記(a)又は(b)に該当する場合、専利復審委員会は合議体での審理を行う代わりに、前置審査意見に基づいて復審決定を行い、復審請求人に通知し、かつ元の審査部門が審査許可の手續を継続して進める。元の審査部門は専利復審委員会による復審決定を受けずに、直接に審査許可の手續を行うことはできない(審査指南第 4 部第 2 章 3.3(5))。

⑦ 合議体審理(審査指南第 4 部第 2 章 4)

復審手續において合議体は、一般的に拒絶査定の根拠になった理由と証拠のみに対して審理を行う。拒絶査定根拠になった理由と証拠に加え、合議体は、出願書類に以下に挙げる欠陥を発覚した場合には、拒絶査定を維持する旨の審決を行わなければならない。

- (a) 拒絶査定が行われる前に出願人に通知してあるその他の理由及びその証拠によって拒絶するに足るような欠陥。
- (b) 拒絶査定で指摘していない明白な実体的欠陥又は拒絶査定で指摘した欠陥と性質の同一な欠陥。

復審手續において、復審請求人が提出した復審請求書が専利法実施細則第 60 条第 1 項に合致しない場合、一般的に合議体がこれを受領しないものとしつつ、復審通知書に当該補正文書が受けられない理由を説明するとともに、それまでの受け入れられる書類を審理する。また、補正文書の一部内容が専利法実施細則第 61 条第 1 項に合致している場合、合議体は当該一部内容に対して審理の意見を提示してもよいとともに、復審請求人に対して、当該書類の専利法実施細則第 61 条第 1 項に合致しない部分を補正し、規定に合致する書類を提出すること、さもないと合議体は、これまでの受け入れた書類をもとに審理する旨を通知する。

合議体から送付された復審通知書について、復審請求人は当該通知書を受領した日より 1 か月以内に通知書に指摘された欠陥に対して書面による回答を行わなければならない。また、期限が過ぎても書面による回答がない場合、その復審請求は取り下げられたものとみなされる。ここで、復審請求人が具体的な回答内容のない意見陳述書を提出した場合、復審通知書における審査意見に対する反対意見がないものとみなされる。

⑧ 審決(審査指南第4部2章5)

審決は、(a)拒絶査定⁴⁸の維持、(b)拒絶査定⁴⁸の取消し、(c)専利出願書類は復審請求人が補正したため、拒絶査定で指摘された欠陥が解消したことによる拒絶査定⁴⁸の取消し、の3通りである。

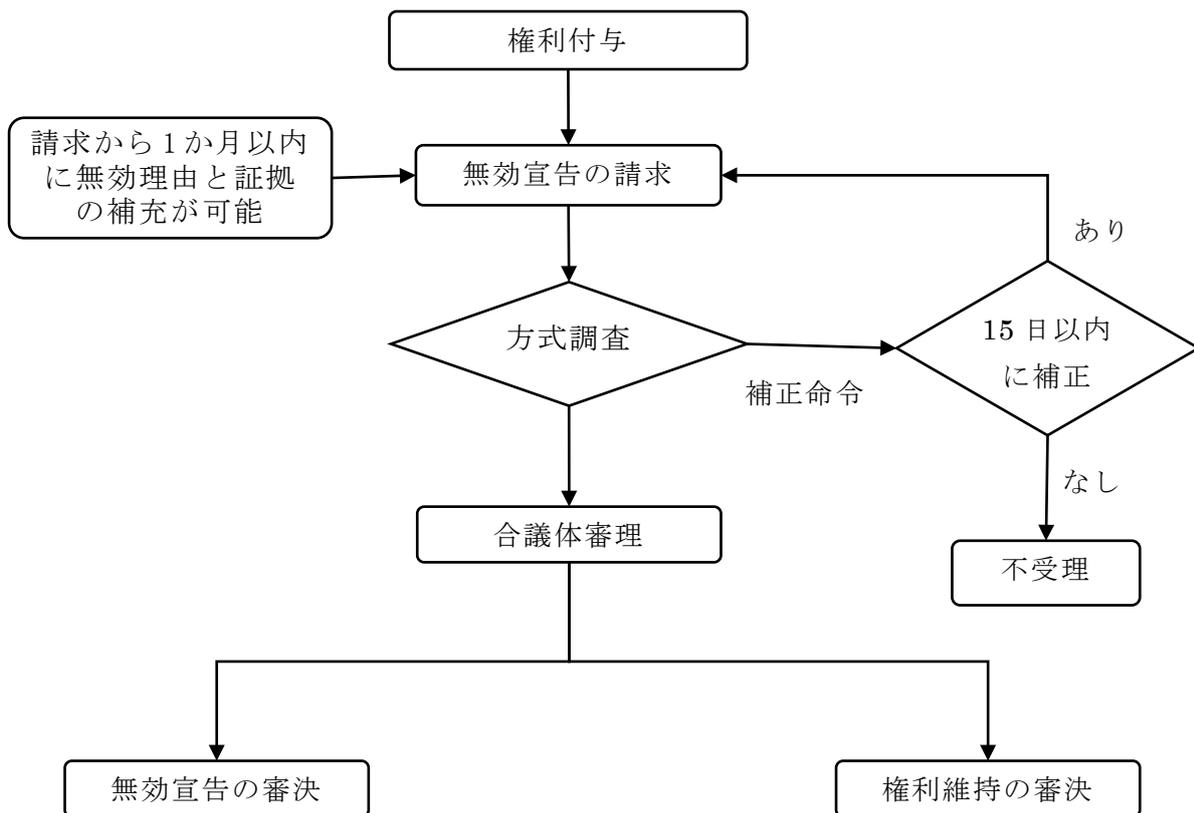
審決で原拒絶査定を取り消すことになった場合、専利復審委員会は関連の資料を元の審査部門に返送し、元の審査部門では登録査定⁴⁸の手続を継続しなければならない。

なお、元の審査部門は専利復審委員会の審決を執行するものとし、同一の事実、理由、証拠を以って、当該審決の見解と相反する決定を行ってはならない。

(1-2) 無効宣告請求(無効審判請求)

専利法専利法第45条ないし第47条及び専利法実施細則第65条ないし第72条までの規定に基づく無効宣告の手続は、専利権付与公告後、当事者からの請求により開始し、通常は双方の当事者が参加する手続である。無効宣告請求の審理方式には、書面審理と口頭審理がある。

無効審判の手続の流れ⁴⁸は、以下のとおりである。



⁴⁸新興国等知財情報データベース「中国における特許・実用新案・意匠（中国語「専利」）の無効審判制度概要」の図を基に作成した。http://www.globalipdb.jpo.go.jp/judgment/155/(最終アクセス日:2014年1月6日)

① 請求の対象

付与された専利権でなければならないが、権利存続期間が終了したものや放棄されたものを含め、無効宣告の理由があれば、対象となる(審査指南第4部第3章3.1)。

② 請求のできる時期

専利権付与を公告した日からいつでも請求が可能(専利法第45条)。特許権の消滅後であっても請求できる(審査指南第4部第3章3.1)。

③ 請求人

何人も、専利復審委員会に対して専利権の無効宣告の請求を行うことができる(専利法第45条)。ただし、請求人が以下に挙げる状況の1つに該当する場合、その無効宣告請求を受理しないものとする(審査指南第4部第3章3.2)。

- ・ 請求人が民事訴訟の主体としての資格⁴⁹を有しない場合。
- ・ 専利権者がその専利権を対象とした無効宣告請求を提出し、かつ専利権の全部無効の宣告を請求しており、提出された証拠は公式出版物(刊行物に相当)でないか、または請求人が専利権を共有するすべての権利者でない場合。
- ・ 複数の請求人が共同で一つの専利権に対して、無効宣告を請求する場合。ただし、専利権者全員がその共有にかかる専利権を対象に提出している場合を除く。

④ 無効宣告請求の理由⁵⁰

無効宣告の理由は、次のとおりである(専利法実施細則第65条第2項)。

- ・ 専利の定義(専利法第2条)
- ・ 公序良俗違反(専利法第5条)
- ・ ダブルパテント(専利法第9条)
- ・ 中国で完成した発明の秘密保持審査(専利法第20条第1項)
- ・ 専利の要件(新規性、創造性、実用性)(専利法第22条)
- ・ 不特許事由(専利法第25条)
- ・ 実施可能要件・サポート要件(専利法第26条第3、4項)
- ・ 補正の範囲(専利法第33条)
- ・ 独立クレームの要件(専利法実施細則第20条第2項)
- ・ 分割要件(専利法実施細則第43条第1項)

⁴⁹中華人民共和国民事訴訟法第48条では、「公民、法人又はその他の組織を民事訴訟の当事者とすることができる。」と規定している。日本の民事訴訟法第28条及び第29条が、「当事者能力」に関する規定と相当

⁵⁰新興国等知財情報データベース「中国における特許・実用新案・意匠(中国語「専利」)の無効審判制度概要」基に作成した。<http://www.globalipdb.jpo.go.jp/judgment/155/>(最終アクセス日:2014年1月6日)

⑤ 方式調査

専利復審委員会は、請求人から提出された無効宣告請求書が規定の書式を備えているか又は請求理由の記載や証拠提出の有無を審理しなければならない(専利法実施細則第 65 条、第 66 条)。

規定の書式を備えていない場合、専利復審委員会は補正通知書を発行し、請求人は、指定された期間内(15 日以内)に書面により補正をしなければならない(専利法実施細則第 66 条、審査指南第 4 部第 3 章 3.7)。

規定の書式を備えている場合、専利復審委員会は、請求人と専利権者に無効宣告請求審理通知書を発行する。また、無効宣告請求書及び関連書類の副本を専利権者に送付し、当該通知書を受け取った日から 1 か月以内に意見を陳述するよう求めなければならない(専利法実施細則第 68 条、審査指南第 4 部第 3 章 3.7)。

⑥ 併合審理

審査の効率を高め、当事者の負担を軽減させるため、専利復審委員会は事件を併合させて審理することができる。併合審理となるのは、通常、以下に挙げる事件であることが多い(審査指南第 4 部第 3 章 4.5)。

- ・ 1 つの専利権を対象とした複数の無効宣告事件は、なるべく併合させて口頭審理を行う。
- ・ 異なる専利権を対象とした無効宣告事件に対して、当事者の双方又は一方が同一で、かつその事件が相互に関連した請求である場合には、復審委員会は、当事者からの申立て又は職権により、口頭審理の併合を決定することができる。

併合審理において、それぞれの無効宣告事件に対応する証拠は、関連づけして利用してはならない。

⑦ 合議体審理⁵¹

無効宣告手続において、専利復審委員会は通常、当事者が提出した無効宣告請求の範囲、理由と証拠のみを対象に審査するものとし、専利の有効性について審査手続と無関係に審理をやり直す義務を負わない。

無効宣告請求書及び関連書類の副本送達後、書面審理として、無効宣告請求人と被請求人の間で、1~2 回程度、「意見陳述書」の形式で書面のやり取りが行われる。

書面審理と並行して、専利復審委員会は、当事者からの申立て又は事件の必要に応じ無効宣告請求に対する口頭審理を決定することができる⁵²。書面審理だけで終わるケースは稀であり、ほとんどのケースで口頭審理が実施される。

⁵¹審査指南第 4 部第 3 章 4 を基に、新興国等知財情報データベース「中国における特許・実用新案・意匠(中国語「専利」)の無効審判制度概要」を参考して作成した。

<http://www.globalipdb.jpo.go.jp/judgment/155/>(最終アクセス日:2014 年 1 月 6 日)

⁵²専利法実施細則第 70 条。口頭審理の詳細は、後述の「2.2.4(1)口頭審理」や、審査指南第 4 部第 4 章「復審と無効宣告手続における口頭審理についての規定」を参照。

口頭審理は、意見陳述書の提出の有無を問わず、通常、無効宣告請求日から 3～4 か月後に行われる。

専利復審委員会が無効宣告請求を受理した後、請求人は無効宣告請求を提出した日より起算して 1 か月以内に理由の追加又は証拠の補充をすることができる。期限を過ぎて理由の追加又は証拠の補充をする場合、専利復審委員会は考慮しないとすることもできる(専利法実施細則第 67 条)。

被請求人は合議体に指定される回答期限までに証拠を提出しなければならないが、技術用語辞書や技術マニュアル、教科書などその属する技術分野における公知の常識的証拠、又は証拠の法定の形式を完備させるための公証書類や原本等証拠については、口頭審理での弁論の終了前に補足してもよい。

当事者が提出した証拠が外国語によるものである場合、その中国語訳文の提出期限は当該証拠の提出期限(1 か月)を適用する。

克服できない困難があり、上述した提出期限(1 か月)までに提出できない証拠を示めすことができれば、当事者は記載された期限までに、提出期限の延長を書面により請求することができる。

専利復審委員会で無効宣告請求の審決が行なわれる前に、請求人がその無効宣告請求を取り下げた場合、無効宣告手続が終了する。ただし、専利復審委員会は、すでに行われた審理に基づいても専利権の無効又は一部無効の審決を行うことができると判断した場合を除く。

また、請求人が指定の期限までに口頭審理通知書について回答しておらず、そして口頭審理に参加せず、その無効宣告請求が取り下げたものと見なした場合、無効宣告手続が終了する。ただし、専利復審委員会は、すでに行われた審理に基づいても専利権の無効又は一部無効の審決を行うことができると判断した場合を除く。

請求があった無効宣告請求は、手続に合致しないことで却下された場合、無効宣告手続が終了する。

⑧ 無効宣告の手続における専利書類の訂正

無効宣告の手続において、権利者は、元の専利の保護範囲内に限り専利請求の範囲を訂正することはできるが、明細書と図面の訂正は認められない(専利法実施細則第 69 条)。

(ア) 訂正の対象

専利書類の訂正は権利の保護範囲に限る。原則として、以下のとおりである(審査指南第 4 部第 3 章 4.6.2)。

- ・ 原請求項の主題の名称を変更してはならない。
- ・ 権利付与時の請求項と比べて、元の専利の保護範囲を拡大してはならない。
- ・ 元の明細書に記載された範囲を超えてはならない。
- ・ 一般的には、権利付与時の権利範囲に含まれていない技術的特徴を追加してはならない。

(イ) 訂正のできる時期

構成要件の削除の訂正は、専利復審委員会の審決があるまで可能である。

また、以下の 3 つの手続きについての答弁期間内に限って、専利権者は併合の方式によって権利範囲を訂正することができる(審査指南第 4 部 3 章 4.6.3)。

- ・ 無効宣告請求書に対するもの
- ・ 請求人が追加した無効宣告事由又は補充した証拠に対するもの
- ・ 合議体の引用した、請求人が言及していない無効宣告理由又は証拠に対するもの

(ウ) 訂正の範囲

権利範囲に対する訂正の具体的な方式は、一般的に、請求項の削除や併合と構成要件の削除に限られる(審査指南第 4 部 3 章 4.6.2)。

- ・ 請求項の削除とは、権利範囲から一つ又は複数の請求項を取り除くことをいう。
- ・ 請求項の併合とは、相互に従属的な関係を持たないが、専利権の公告書類において同一の独立請求項に従属する二つあるいはそれ以上の請求項の併合をいう。
- ・ 構成要件の削除とは、同一の請求項において並列している 2 種以上の構成要件から 1 種あるいは 1 種以上を削除することをいう。

⑨ 審決(審査指南第 4 部 3 章 5)

無効宣告請求の審決は、(a)専利権の全部無効の宣告、(b)専利権の一部無効の宣告、(c)専利権の有効性の維持である。

無効とされた専利権は、初めからなかったものとみなされる。ただし、無効審決の遡及効は執行済の侵害判決等には原則として及ばない(専利法第 47 条)。

無効又は権利維持の審決に対して不服がある場合は、通知を受領した日から 3 か月以内に人民法院に訴えを提起することができる(専利法第 46 条)。

(2) 実用新案専利に関する審判制度の概要

(2-1) 復審請求

実用新案専利出願の場合には、初歩的審査(形式審査)により拒絶査定を受けたことを不服とする専利出願人が復審請求を行うことができる(専利法第 40、41 条、専利法実施細則第 44 条)。その手続は、発明専利と同様である。

(2-2) 無効宣告

同一の発明創造についての発明と実用新案の専利権が併存する場合は、実用新案専利権を放棄することにより、発明専利権を維持することができる(専利法

第9条第1項、審査指南第4部第7章2.1)。

なお、放棄された実用新案専利権は発明専利権が付与されたことを公告した日に終了する(専利法実施細則第41条)。

(3) 意匠専利に関する審判制度の概要

(3-1) 復審請求

意匠専利出願の場合には、初歩的審査(専利法第40、41条、専利法実施細則第44条)により、拒絶査定を受けたことを不服とする専利出願人が復審請求を行うことができる。その手続は、発明専利と同様である。ただし、意匠に対する専利出願書類の補正は、元の画像又は写真で表示した範囲を超えてはならない(専利法第33条を参照)。

(3-2) 無効宣告

無効宣告請求の手続は、発明専利と概ね同様である。ただし、無効宣告の手続において、意匠専利書類の訂正はできない。

請求人の資格は、発明専利に列挙した無効宣告請求を受理しない場合以外に、以下の規定がある(審査指南第4部第3章3.2)。

- ・ 意匠権が付与された意匠専利が、出願日前に他者が取得した適法な権利と衝突していることを理由に意匠権の無効宣告を請求している請求人は、先行権利者あるいは利害関係者であることを証明することができない場合。

ここで、利害関係者とは、関連法令の規定に基づき、先行権の侵害をめぐる紛争について人民法院に提訴するか、若しくは該当の行政管理部門に処理を請求する権利を有する者をいう。

また、発明専利に記載する無効宣告の理由以外には、次のとおりである(専利法実施細則第65条第2項)。

- ・ 既存の意匠であるとき(専利法第23条)
- ・ 保護を要請する製品の意匠を鮮明に表示していないとき(専利法第27条第2項)

(4) 商標に関する評審制度の概要

中国において、商標に関する不服審判⁵³と商標無効審判⁵⁴がある。

商標評審委員会が商標評審事件を審理するにあたっては合議体を構成し審理を進めなければならない。合議体は商標評審員3名以上の奇数人数により構成される(商標評審規則第24条)。

⁵³中国では、「申請復審」をいう。以下、商標に関する不服審判と訳す。

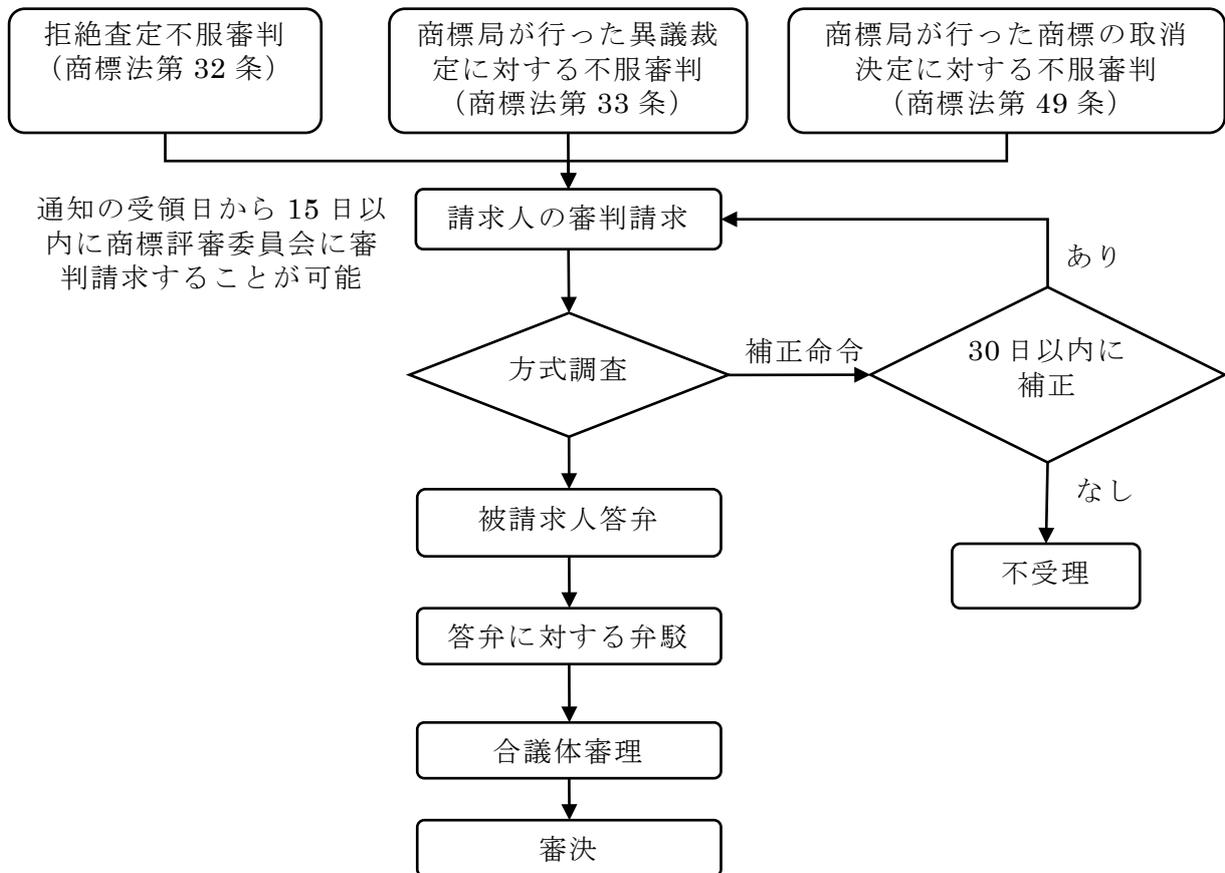
⁵⁴中国では、「申請撤銷爭議商標」をいう。以下、商標無効審判と訳す。

審理は、原則として書面審理にて行う(商標評審規則第 4 条)。審理を経て終結された事件については、法に基づき決定又は裁定⁵⁵をする(商標評審規則第 33 条第 2 項)。

商標評審委員会が行った審決に不服がある場合、審決を受領した日から 30 日以内に人民法院に行政訴訟を提起することができる(商標法第 32 条ないし第 34 条)。

(4-1) 商標に関する不服審判⁵⁶

商標に関する不服審判の流れは、以下のとおりである。



① 請求の対象

- ・ 商標局が行った商標登録出願の拒絶査定に対する不服(商標法第 32 条)
- ・ 商標局が行った異議裁定に対する不服(商標法第 33 条)
- ・ 登録要件に違反した登録商標(商標法第 41 条第 1 項)、登録商標不使用(商標法第 44 条)又は登録商標の不正使用(商標法第 45 条)により商標局が行った取消決定に対する不服(商標法第 49 条)

⁵⁵中国では、商標評審委員会又は商法局が下した決定は、用語の区別をせず、決定又は裁定という。

⁵⁶新興国等知財情報データバンク「中国における商標不服審判制度(中国語:申請復審制度)の概要」を参考に作成した。
<https://www.globalipdb.jpo.go.jp/judgment/1406/>(最終アクセス日:2014 年 1 月 7 日)

② 請求のできる時期

商標局が行った商標登録出願の拒絶査定、異議裁定及び取消決定の通知を受領した日から 15 日以内である(商標法第 32、33、49 条)。

③ 請求人

請求人は合法的な主体資格を有するものとする(商標評審規則第 12 条)。

④ 方式調査

不服審判を請求するとき、商標評審委員会に書面の請求書類の正本 1 通を提出すると同時に、相手方がある場合、相手方当事者数に相当する副本を提出しなければならない。また、請求書を提出した後、証拠を補足する必要がある場合には、後日、補足する旨を請求書に記載し、且つ請求日から 3 か月以内に補足証拠を提出しなければならない。

商標評審委員会は、不服審判請求書を受領した後、請求書と証拠が法定の記載要件等を具備しているかなどを調査する。要件を具備するときは、その請求を受理し、請求人に受理通知書を送付する。要件を具備しないときは、請求人に不受理通知書を送付し、かつその理由を説明する。補正が必要な場合、補正通知書を送付し、それを受領した日から 30 日以内に補正するよう請求人に通知する(商標実施条例第 30 条、商標評審規則第 23 条)。

⑤ 合議体審理

合議体が事件を審理するときは、多数決の原則に従う(商標評審規則第 6 条)。

商標評審委員会による商標紛争事件の審理は、書面によって行われる。ただし、実施条例第 33 条⁵⁷の規定に基づき公開評議審査を決定した場合はこの限りでない(商標評審規則第 4 条)。

当事者が公開審理を求めるときは、公開審理を行う必要性についての具体的理由を提出しなければならない(商標評審規則第 37 条)。合議体は、当事者が提出した理由が十分であるか否かを考慮し、公開審理を行うか否かを判断することになる。

商標評審委員会は請求を受理した後、相手方がいる場合、直ちに請求書の副本を相手方当事者に送達し、受領後 30 日以内に答弁書の提出を要求する。証拠を補足する必要がある場合、答弁書にその旨を記載し、且つ答弁書の提出日から 3 か月以内に補足証拠を提出しなければならない(商標実施条例第 31 条及び第 32 条、商標評審規則第 19 条及び第 20 条)。

当事者が法定の期間内に提出した証拠資料について、相手方当事者がいる場合は、商標評審委員会が当該証拠資料を相手方当事者に送付し、指定の期限内に証拠抗弁を命じることができる(商標評審規則第 20 条第 2 項)。

証拠抗弁手続とは、商標評審委員会が証拠交換通知書を請求人に送付した後、

⁵⁷商標評審委員会は当事者の要求に応じて、若しくは実際情況により審判請求に対して公開審判を行うことができる。

請求人がそれを受領した日から 30 日以内に、被請求人の答弁書の証拠に対して反駁できる証拠を提出しなければならないとするものである。なお、提出は 1 回限りである。

答弁書は、答弁通知書、答弁理由書(証拠を補充する必要があるか否かを明記すること、記載がない場合には、証拠を補充する権利を放棄することとみなす。)、答弁通知書が送達した証拠、答弁人の主体資格⁵⁸証明、代理委任状又は証拠資料を含む⁵⁹。

⑥ 証拠提出の留意点

審判当事者は、請求の事実又は答弁の事実に対して挙証責任を有し、請求時又は答弁時には、相応する証拠資料を提出しなければならない。証拠には、書証、物証、視聴資料などが含まれる。

証拠提出の際には、次の点に留意する必要がある。

- ・ 当事者が商標審判部に書証を提出するときは、原本を提出しなければならない(商標評審規則第 42 条)。全ての証拠について原本を提出することは困難であるが、実務上、重要な証拠は、できるだけ原本又はその公証本を提出すべきである。
- ・ 中国以外の領域で形成した証拠は、当該証拠は所在国で公証・認証手続きを行わなければならない(商標評審規則第 43 条)。
- ・ 外国語証拠を提出するときは、その中国語の翻訳文を添付しなければならない(商標評審規則第 44 条)。

⑦ 審決

合議体は、請求人と被請求人が陳述した理由と提出した証拠を審理し、事実を明らかにし、法律を適用して、登録商標の維持又は取消決定の審決を下し、審決書を当事者双方に送付する。

(4-2) 商標無効審判⁶⁰

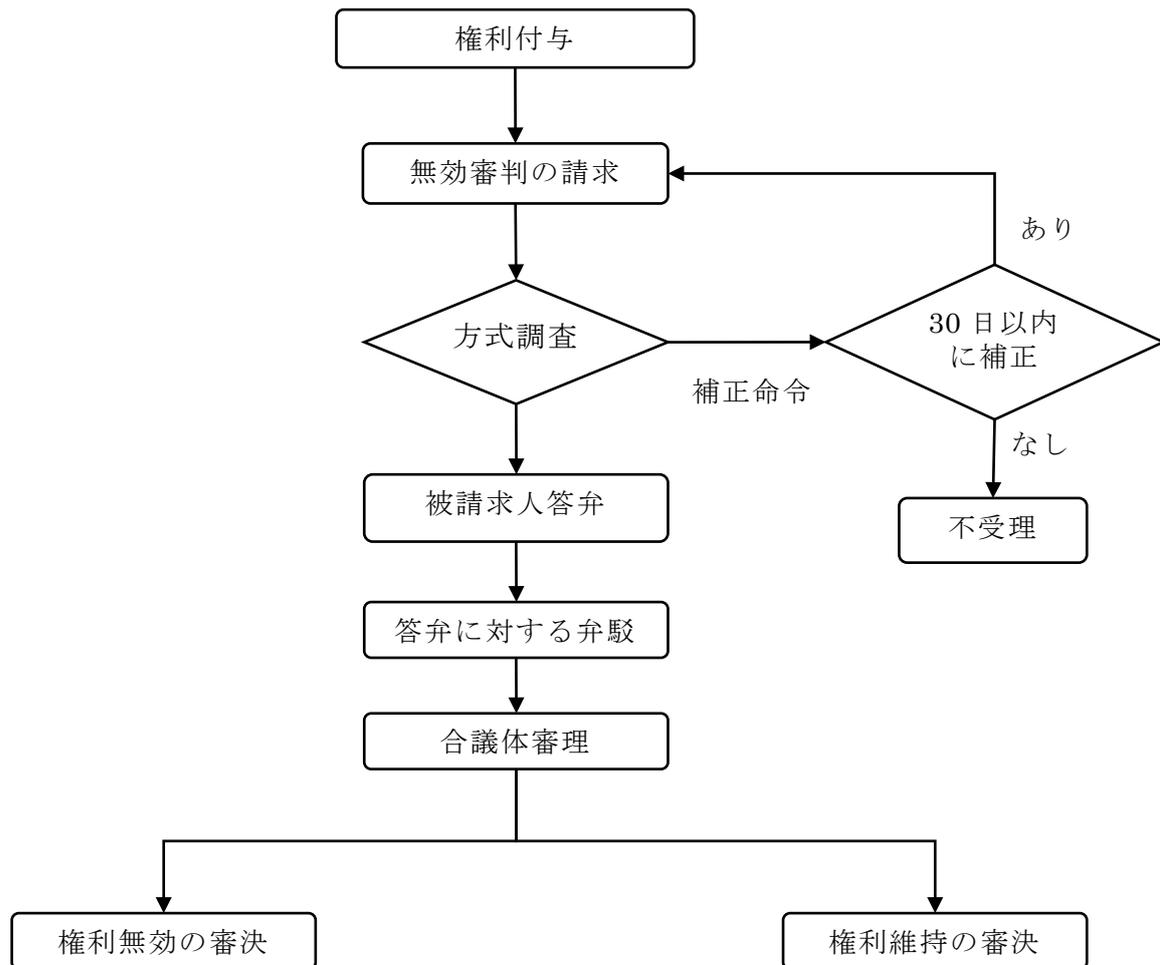
当事者は当該商標の登録許可日から 5 年以内に、商標評審委員会に無効審判を請求することができる(商標法第 41 条)。

商標無効審判に関する審理の流れは、以下のとおりである。

⁵⁸日本語でいうと、権利義務の主体となる資格である。

⁵⁹http://www.saic.gov.cn/spw.../pszn/201303/t20130305_133710.html により翻訳
(最終アクセス日：2014 年 1 月 7 日)

⁶⁰新興国等知財情報データベース「中国における商標無効審判制度(中国語・申請撤銷爭議商標制度)の概要」を基に作成した。<http://www.globalipdb.jpo.go.jp/judgment/1411/>(最終アクセス日：2014 年 1 月 7 日)



① 請求の対象

無効審判は、商標評審委員会を相手方として、次の場合に請求することができる。

- ・ 商標法第10条ないし第12条の登録要件に違反するとき又は欺瞞的手段若しくはその他不正手段により登録を受けた場合(商標法第41条第1項)
- ・ 他人の著名商標を模倣等したもので公衆に誤認を与える商標を登録し、使用した場合(商標法第13条)
- ・ 授權されていない代理人等により、商標を登録、使用した場合(商標法第15条)
- ・ 地理的表示が当該地域によるものではなく公衆に誤認を与える商標を登録し、使用した場合(商標法第16条)
- ・ 先に存在する他人の権利を侵害する商標、又は他人が先に使用している一定の影響のある商標を不正な手段で先取りして出願した商標を登録した場合(商標法第31条)
- ・ 先願の登録商標の権利者は、後願の他人の登録商標が自己の先願登録商標と同一又は類似である場合(商標法第41条第3項、商標法実施条例第29条)。

② 請求のできる時期

登録された商標について係争があるときは、当事者は当該商標の登録許可日から 5 年以内に、商標評審委員会に審判を請求することができる(商標法第 41 条第 2 項)。

登録要件に違反するとき又は欺瞞的な手段若しくはその他不正手段により、登録を受けた場合又は悪意による著名商標の登録の場合には、時期的な制限はない(商標法第 41 条第 1 項)。

③ 請求人

登録要件に違反するとき又は欺瞞的手段若しくはその他不正手段により登録を受けた場合、何人も登録の無効を請求できる(商標法第 41 条第 1 項)。これに対し、登録された商標について係争があるときは、商標権者又は利害関係人が請求人となる。

請求人は合法的な主体資格を有するものとする(商標評審規則第 12 条)。

④ 方式調査

商標に関する不服審判の手続きと同様である。

⑤ 合議体による審理

商標に関する不服審判の手続きと同様である。

⑥ 審決

商標に関する不服審判の手続きと同様である。

2. 2. 4 審判制度の運用

(1) 口頭審理⁶¹

口頭審理は専利法実施細則第 63 条及び第 70 条の規定に基づいて設定された行政上のヒアリング手続⁶²である。事実の究明、そして当事者に審理廷における意見陳述の機会を与えることが目的である。

① 口頭審理の内容

無効宣告の手続において、関連当事者は専利復審委員会に口頭審理の実施請求を提出することができ、かつ以下に挙げる理由を説明する。請求は書面で提出しなければならない。

- ・ 片方の当事者が、相手方との対面による事実の確認や弁論を要求している。
- ・ 合議体の前で事実を説明する必要がある。
- ・ 実物によるデモンストレーションを行う必要がある。
- ・ 証言を行った者を証人として出廷及び証言させる必要がある。

口頭審理がまだ行われていない無効宣告事件について、専利復審委員会で審査決定が行なわれる前に、当事者が前述の理由を根拠に提出した書面による口頭審理請求を受けた場合には、合議体は口頭審理の実施に同意しなければならない。

復審手続において、復審請求人は専利復審委員会に口頭審理の実施請求を提出することができ、かつ理由を説明するものとする。請求は書面方式で提出しなければならない。

復審請求人は以下に挙げる理由を根拠に口頭審理の実施を請求することができる。

- ・ 合議体と対面で事実説明又は理由陳述をする必要がある。
- ・ 実物によるデモンストレーションを行う必要がある。

復審請求人が口頭審理請求を提出した場合、合議体は事件の具体的な事情に応じて口頭審理を実施するか否かについて決定するものとする。

無効宣告手続又は復審手続において、合議体は事件の状況上の必要に応じ自ら口頭審理の実施を決定することができる。同一の事件を対象とした口頭審理がすでに行われた場合、必要な時には、もう一度口頭審理を行ってもよいとする。

② 口頭審理の実施時期

無効宣告の手続において口頭審理を実施する必要がある場合、合議体は当事

⁶¹「第 4 部第 4 章 復審と無効宣告手続における口頭審理についての規定」

<http://www.jetro-pkip.org/html/201006221131004.pdf> (最終アクセス日:2013 年 7 月 31 日)

⁶²復専利復審委員会が請求人に通知し指定の期限内に意見を陳述する機会、また、当事者に対して口頭審理を行う期日と場所を通知することを行政上のヒアリングを指す。

者に口頭審理通知書を発行して、口頭審理の日時、場所等を通知しなければならない。

当事者は、口頭審理通知書を受け取った日から 7 日以内に専利復審委員会に口頭審理通知書の受領書を提出しなければならない。無効宣告請求人がその期限内に受領書を提出せず、かつ口頭審理にも参加しない場合、その無効宣告請求は取り下げたものとみなされ、無効宣告請求の手続は終了する。

③ 当事者について

無効宣告手続又は復審手続の口頭審理通知書の受領書に、当事者の署名又は押印がなければならない。口頭審理に参加する旨を表明した場合、口頭審理参加者の氏名を明記しなければならない。証言を行った証人がその証言について出廷証言することを求める場合、口頭審理通知書の受領書にこれを宣言し、かつ当該証人の氏名、勤め先(又は職業)、証明したい事実を明記しなければならない。

口頭審理に参加する各当事者及びその代理人の数は、4 名を超えてはならない。受領書に明記した口頭審理参加者が 4 名以下の場合、口頭審理の開始前に他の者を指定して、口頭審理に参加させることができる。口頭審理参加者が複数いる場合は、その内の 1 人を、主に発言を行う者として指定しなければならない。

当事者が指定日に口頭審理に参加できない場合、専利代理人又はその他の者に出廷を代行させてもよい。

当事者は専利法第 19 条の規定に準拠して専利代理機構⁶³に代行を委託した場合、当該機構は専利代理人を指定し、その代理人を口頭審理に参加させなければならない。

(2) 面接

審判における面接の規定はないが、ヒアリング調査において、現地代理人が電話で補正案を説明するなど、電話であれば審判官に相談できる可能性があることも聞かれた。

(3) 早期審理⁶⁴

侵害に係る民事訴訟あるいは行政訴訟があった場合には、専利復審委員会に無効宣告の早期審理を請求できる。早期審理の審理期限については、法律上に特に規定があるわけではない。

⁶³専利代理機構は、法律と行政法規を遵守し、被代理人の委託に基づいて専利出願又はその他の専利事務を処理しなければならない。被代理人の発明創造の内容に対し、専利出願が既に公開又は公告されている場合を除き、秘密を保持する義務を負う。特許代理機関の具体的な管理方法は国務院が規定する(専利法第 19 条)。

⁶⁴[特許庁委託事業]中国専利無効審判請求・訴訟における注意点に関する調査報告書(2012 年 3 月)

P95,96 http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/pdf/report_2011-03.pdf(最終アクセス日：2013 年 7 月 3 日)

ただし、2007年11月5日に専利復審委員会が発行した「無効宣告事件の早期審理に関する弁法(試行)」⁶⁵には、「専利復審委員会は、早期審理条件を満たす無効宣告事件について、その他の事件より優先的に審査しなければならない。また、合議体を構成していない場合は、即時に合議体を構成しなければならない。合議体は、審理を早めると同時に審決を下し、適時に早期審査請求を提出した企業・団体に送付しなければならない。」と記載されている。

早期審理を請求する場合には、専利復審委員会に申請書を提出しなければならない。申請書は、下記の事項を記入して、専用の様式でなければならない。

- ・ 早期審理事件の特許番号、及び無効審判事件番号
- ・ 早期審理請求の理由
- ・ 申請機関が既に専利侵害紛争事件を受理したことを証明できる書類を添付し、必要に応じて相応する証拠書類を提出しなければならない。

専利審判委員会に早期審査請求を提出できる機関は下記のとおりである。

- ・ 専利法実施細則第79条に定めた特許業務管理部門
- ・ 専利侵害事件を審理する権利を有する各級人民法院
- ・ 専利復審委員会が関係する請求を受け取るべきと認めたその他の機関

⁶⁵<http://www.cnip.cn/news/zhengcefagui/zhuanlifagui/2008/0501/2885.htm>(最終アクセス日：2014年2月7日)

2. 2. 5 審決取消訴訟の概要⁶⁶

中国において審決取消訴訟は、行政訴訟法が適用される。したがって、専利復審委員会又は商標評審委員会の審決に対して不服がある場合、人民法院に対して提訴することになる。

また、中国の審決取消訴訟は、査定系又は当事者系にかかわらず、一律にこの行政訴訟手続によって審理が行われる。

(1) 審決取消訴訟の管轄

審決取消訴訟の管轄は、専利復審委員会又は商標評審委員会の所在地を管轄する北京市第一中級人民法院となる(行政訴訟法第 14、17 条)。

なお、北京市第一中級人民法院の判決に不服がある場合には、北京市高級人民法院に上訴できる。

(2) 当事者

中国行政訴訟法第 41 条の規定に基づき、以下の条件を満たすことが必要とされる。

- ・ 原告が、具体的な行政行為によりその法律上保護された利益が侵害されたと認める公民、法人あるいはその他の組織であること
 - ・ 被告が実在すること
 - ・ 具体的な訴訟上の請求及び事実根拠を有すること
 - ・ 人民法院の受理範囲に属し、訴えを受理する人民法院の管轄であること
- 被告は、行政機関である専利復審委員会又は商標評審委員会となる。

(3) 出訴期間

専利復審委員会からの決定又は審決を不服とする場合、その通知を受領した日から 3 か月以内に北京市第一中級人民法院に訴えを提起することができる(専利法第 41、46 条)。商標評審委員会からの決定又は審決を不服とする場合、その通知を受領した日から 30 日以内に北京市第一中級人民法院に訴えを提起することができる(商標法第 32、33、43 条)。

(4) 訴訟手続

北京市第一中級人民法院は、訴状を受領した後に審理を経て、受理条件を満たしていると認めた場合は 7 日以内に立件し、受理条件を満たしていないと認

⁶⁶<http://www.globalipdb.jpo.go.jp/judgment/170/>(最終アクセス日:2013 年 7 月 31 日)

めた場合は7日以内に事件を受理しない裁定(決定に相当)を下す。

開廷前の手続として、北京市第一中級人民法院は、立件した日から5日以内に訴状の副本を被告に送達しなければならない。被告は、受領日から10日以内に答弁書を提出しなければならない。被告が答弁書を提出した場合には、裁判所は受領日から5日以内に答弁書の副本を原告に送付しなければならない。被告が答弁書を提出しなくても、事件の審理に影響はない(行政訴訟法第43条)。

人民法院は、合議体を構成して、開廷審理をしなければならない(行政訴訟法第46条)。開廷審理では、主に法廷調査(日本の証拠調べに相当)、法廷弁論などを行う(解釈⁶⁷第97条、民事訴訟法第124、127条)。行政訴訟は、和解ができないため、すべて判決が言い渡される(行政訴訟法第50条)。

原告は、人民法院が判決を言い渡す前であれば、訴えの取下げを請求することができるが、許可するか否かは、人民法院の判断による(行政訴訟法第51条)。

開廷審理の後、法律規定に従い、立件日から3か月以内に判決を言い渡さなければならない。特別の状況があれば、関連手続を経て、審理期間を延長できる(行政訴訟法第57条)。

一審判決を受け取った日から15日以内に、当事者は上訴を提起することができる(行政訴訟法第58条)。中国の領域内に住所を有しない者は、30日以内に上訴を提起することができる(解釈第97条、民事訴訟法第247条)。

(5) 判決

判決の種類には、次の4種類がある(行政訴訟法第54条)。

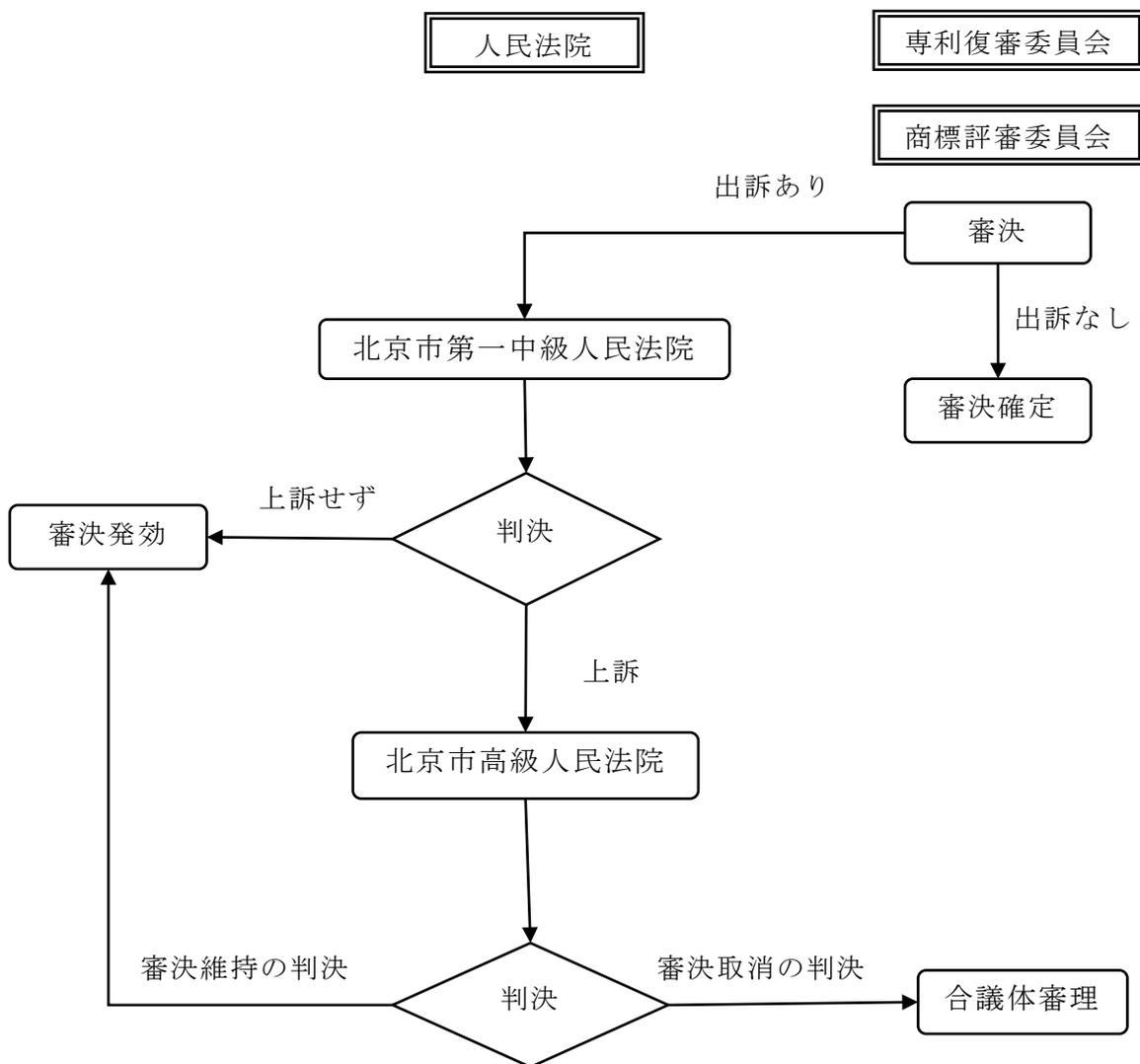
- ・ 審決維持
- ・ 審決取消又は一部審決取消
- ・ 被告が審決を行わない又は審決を遅らせるとき、一定期間内に審決を行うこと
- ・ 審決が公正でないと示されるとき、審決を変更すること

⁶⁷最高裁判所による『中華人民共和國行政訴訟法』執行の若干の問題に関する解釈。以下、「解釈」という。

2. 2. 6 審判から裁判へのフロー⁶⁸

中国の裁判は二審制であり、第一審裁判所は原則として中級人民法院である。専利復審委員会又は商標評審委員会の決定に不服がある出願人又は無効宣告請求人若しくは被請求人は、決定通知を受領した日から3か月(専利復審委員会の決定の場合)又は30日(商標評審委員会の決定の場合)以内に北京市第1中級人民法院(一審)に訴訟を提起することができる(専利法第41、46条、商標法第32、33条及び第43条)。一審の判決に不服がある場合には北京市高級人民法院(終審)に上訴できる。

以下は、審判から裁判への手続の流れを示したフロー図である。



⁶⁸ 「中国における特許審決取消訴訟の基本構造—日本との比較」を基に作成したものである。
http://www.juris.hokudai.ac.jp/coe/pressinfo/journal/vol_10/10_6.pdf(最終アクセス日:2013年7月31日)

2. 2. 7 審判・裁判における実際の処理期間と件数

無効宣告復審における実際の処理期間は、特許庁委託事業「中国専利無効審判請求・訴訟における注意点に関する調査報告書(2012年3月)」P95⁶⁹によると、専利復審委員会に無効宣告を請求してから、結果が出るまで6～8か月かかる。複雑な事件又は特別な理由がある場合には、8か月以上かかることもあるとされている。

2011年5月23日に国家知識産権局が配布した「専利審査業務「十二五」計画(2011-2015年)」資料によると、以下の計画がある。

すなわち、「先の五年間の三種類の専利の年間平均増加率は15%以上、2015年には特許出願は75万件前後、実用新案出願は90万件前後、意匠出願は85万件前後、国際特許出願は5万件前後の見通しである。専利審査期間の短縮に関する計画は、2015年には、特許の実体審査期間を22か月前後まで短縮させ、実用新案及び意匠の審査終了期間はともに3か月以内に保持し、復審と無効の審理終了期間はそれぞれ12か月と6か月に短縮させる。」

また、裁判における処理期間については、中国行政訴訟法第57条の規定により、「訴訟事件を受理して、立件日から3か月以内に判決を言い渡す」とされている。

復審、専利権無効宣告又は行政訴訟の件数は、国家知識産権「2012年度報告書⁷⁰」によると、以下のとおりである。

*一審(北京市第一中級法院)、二審(北京市高級法院)

		発明	実用新案	意匠	行政訴訟	
					一審	二審
復審	受理	17238件	61件	21件	216件	104件
	審決	11363件	19件	45件	182件	80件
無効宣告	受理	602件	1318件	1021件	684件	342件
	審決	519件	1224件	856件	592件	311件

商標については、2012年の査定不服審判請求件数は、56,524件、無効審判請求件数(国内)6,451件、取消審判請求件数(国内)8,769件、無効審判・取消審判請求件数(マドプロ)1,448件である⁷¹。

商標評審委員会法務通信(2013)第1期⁷²によると、2012年において商標評審委員会が審決した商標の審判事件は、5.2万件である。当事者が審決に不服があり、北京市第一中級人民法院に行政訴訟を提訴した事件は、2,525件である。審決した商標審判事件に対して4.86%を占めており、2011年とほぼ同じ出訴率である。また、北京市高級人民法院に上訴した商標の審判事件は、919件であり、最高人民法院に再審を請求した事件は、52件である。

⁶⁹特許庁委託事業]中国専利無効審判請求・訴訟における注意点に関する調査報告書(2012年3月) P95
http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/pdf/report_2011-03.pdf(最終アクセス日:2013年7月3日)

⁷⁰ANNUALREPORT2012年度報告 P37

<http://www.sipo.gov.cn/gk/ndbg/2012/201305/P020130530542692018704.pdf>(最終アクセス日:2013年7月31日)

⁷¹ <http://www.saic.gov.cn/zwgk/ndbg/201305/P020130503549382861487.pdf>(最終アクセス日:2014年2月20日)

⁷² http://www.saic.gov.cn/spw/cwtx/201304/t20130427_134815.html(最終アクセス日:2013年10月17日)

2. 2. 8 法律の立法や廃止の経緯

(1) 審判の制度に関連する専利法第2次改正⁷³(2001年7月1日施行)

何人も専利付与の公告から6月以内に専利権の取消しを請求できるという、日本の従前の特許付与後の異議申立制度と類似する制度を廃止した⁷⁴。

実用新案権、意匠権の拒絶査定不服審判、無効審判について終審として審決をする専利復審委員会の権限が撤廃され、拒絶査定不服審判、無効審判の審決に不服があるときは、すべて人民法院に出訴できる規定に改めた。

(2) 審判の制度に関連する専利法第3次改正法⁷⁵(2009年10月1日施行)

① ダブルパテント(実用新案と発明専利の関係)

同様の発明創造には一の専利権のみが付与される(専利法第9条)。

② 無効審決の効力に関する条文の文言の修正

特許権の無効の決定は、裁判所が言い渡しかつすでに執行した特許権侵害の判決以外に「和解書」を含み、遡及効を有しない(専利法第47条)。

(3) 第三次改正商標法⁷⁶(2013年8月30日決定、2014年5月1日施行)

① 商標評審委員会の拒絶決定に対する審理期間

商標局による拒絶査定に対する復審の決定の期限を9か月としている(改正商標法第34条)。ただし、特殊な状況により延長する場合、国务院工商行政管理部门の許可を経て3か月まで延長することができる。

商標評審委員会の、商標局による拒絶査定決定に対する復審の期限を9か月とする(改正商標法第34条)。ただし、特殊状況により延長する場合、国务院工商行政管理部门の許可を経て3か月まで延長することができる。

② 商標局がなした異議決定に対する商標評審委員会の審理期間

商標局がなした登録をしない決定に不服がある場合、通知を受領した日から

⁷³「中国特許制度の変遷と第3次改正特許法への対応について」

<http://www.tomono.org/wp-content/uploads/2011/08/23e71d930f8fd56a6fd294e2bbbbbbaeb.pdf>(最終アクセス日:2013年7月31日)

⁷⁴[平成24年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書] 安定的な権利付与に向けた制度に関する調査研究報告書(2013年2月)

P128 http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/zaisanken/2012_05.pdf(最終アクセス日:2014年2月13日)

⁷⁵中国特許法改正法と現行法の対照表

<http://www.lindaliugroup.cn/files/com/03%20%E4%B8%AD%E5%9B%BD%E7%89%B9%E8%A8%B1%E6%B3%95%E6%94%B9%E6%AD%A3%E6%B3%95%E3%81%A8%E7%8F%BE%E8%A1%8C%E6%B3%95%E3%81%AE%5%AF%BE%E7%85%A7%E8%A1%A8.pdf>(最終アクセス日:2013年7月31日)

⁷⁶出典:第三次改正中国商標法ガイド主要改正内容と日本企業が取るべき対策(2013年9月2日河野特許事務弁理士河野英仁) <http://www.knpt.com/contents/china/2013.09.02.pdf>(最終アクセス日:2013年10月18日)

15 日以内に、商標評審委員会に復審を請求することができる。評審委員会は、公告期間満了日から 12 か月以内に登録可否に関する決定を下さなければならない。かつ書面にて異議申立人及び被異議申立人に通知しなければならない。この審理期間は特殊な状況がある場合には、国务院工商行政管理部門の許可を経て 6 か月延長することができる(改正商標法第 35 条)。

③ 商標登録の異議申立の制限

改正前は何人も異議申立が可能であったが一定の制限が課されるようになった(改正商標法第 33 条)。

予備的査定⁷⁷され公告された商標について、その公告の日から 3 か月以内に先権利者、利害関係人は、商標法第 13 条第 2 項及び第 3 項(馳名商標)、第 15 条(授權代理人による出願又は提携者による先出願)、第 16 条第 1 項(地理的表示)、第 30 条(他人の登録商標と同一類似)、第 31 条(先願主義)、第 32 条(先使用商標の不正登録)の規定に違反したと判断する場合、異議申立を行うことができる。このように、先権利者又は利害関係人のみが異議申立を行うことができるようになった。ただし、第 10 条(国旗等)、第 11 条(識別力欠如)、第 12 条(機能的立体商標)の規定に違反したと判断する場合は、何人も商標局に異議を申し立てることができる。なお、期間を満了しても異議申立がなかった場合、登録を許可し商標登録証が交付され公告される。

④ 異議申立による権利発生の遅延防止

改正前は、公告後に異議申立てされ、さらに評審委員会、行政訴訟を経た場合、勝訴したとしても商標権の発生時期が大幅にずれ込むという問題点があった。そこで法改正により、審理を経て異議が成立しなかった場合には評審委員会に対する不服申立は認めず、いったん権利を成立させることとした。商標登録出願人が商標権を保有する期間は、予備的査定の公告後 3 か月の期間が満了した日から起算することとした(改正商標法第 36 条)。

⑤ 無効宣告制度の導入

改正前は登録商標の取り消しについては「争議の裁定」と称されていたが、本改正により専利法と同じく無効宣告の制度が導入された(改正商標法第 44 条及び第 45 条)。

⑥ 無効宣告決定による蒸し返し禁止規定

登録商標の無効の決定又は維持の決定は、無効宣告前に人民法院がなし、かつ、既に執行した商標侵害事件の判決、審決、調停書及び工商行政管理部門がなし、かつ既に執行された商標侵害事件の処分及び既に履行された商標譲渡又は使用許諾契約に対して遡及しない(改正商標法第 47 条)。

⁷⁷ 商標局が査定した登録前の商標である。

⑦ 登録商標取消決定・維持決定に対する不服申立

商標局の登録商標取消決定・維持決定について、当事者に不服があるときは、通知を受け取った日から 15 日以内に、商標評審委員会に不服審判を請求することができる(改正商標法第 54 条)。

⑧ 商標権侵害行為

商標の侵害について「商標登録権者の許諾なしに、同一商品に登録商標と類似する商標を使用するか、あるいは、類似商品に登録商標と同一又は類似の商標を使用し、容易に混同を招くとき」などを商標権の侵害として規定した(改正商標法第 57 条第 1 項 2 号)。

(4) 審判の制度に関連する専利法第 4 次改正案⁷⁸

無効宣告の審決確定時間及びその後の手続の明確化

- ・ 専利権を無効とする決定又は専利権を維持する決定を行った後、国务院専利行政部門は速やかに登録及び公告をしなければならない。当該決定は公告日から効力が発生する(専利法第 46 条第 2 項の新設)。
- ・ 専利権を無効とする決定又は専利権を維持する決定の効力が発生した後、専利業務管理部門及び人民法院は当該決定に基づいて、専利権侵害紛争を適時に審理、処理しなければならない(専利法第 60 条第 4 項の新設)。

⁷⁸中国第 4 次専利法改正案(河野英仁弁理士：河野特許事務所所長)の記事を引用
<http://knpt.com/contents/china/2012.08.23.pdf>(最終アクセス日:2013 年 7 月 31 日)